

誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ（第9回）

令和5年9月4日

【宍戸主査】 本日は、皆様お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻でございますので、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの第9回会合を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、ウェブ会議システムにより開催とさせていただいております。事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項や案内事項がございますので、よろしくお願いたします。

【木村利用環境課課長補佐】 総務省総合通信基盤局利用環境課の木村でございます。

それでは、ウェブ開催に関する注意事項を申し上げます。

本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影による傍聴としております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいております。また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て主査から発言者を御指名いただく方式で進めます。

御発言の際には、マイクと映像をオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフにお戻しくください。

接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。

その他、チャット機能で随時事務局や主査宛てに御連絡をいただければ、対応させていただきます。

本日の資料の確認に移ります。本日の資料は、本体資料として資料1及び資料2、また、参考資料として参考資料1を用意しております。

注意事項と御案内は以上でございます。

なお、本日、清水構成員におかれましては、17時45分頃までの御出席と伺っております。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸主査にお願いしたいと存じます。宍戸主査、お願いいたします。

【宍戸主査】 承知しました。それでは議事に入ります。

本日でございますけれども、「今後の検討の方向性（案）」に対する意見募集手続において寄せられた御意見につきまして、構成員の皆様には御議論いただきたいと思っております。

まず、「今後の検討の方向性（案）」につきましては、6月1日の第7回の会合での御議論を踏まえまして、所用の修正を施した上で、6月2日から6月30日までの間、意見募集を実施させていただきました。

また、7月14日の第8回会合で、この意見募集の結果について御議論いただきましたところ、構成員の皆様から、この誹謗中傷等の違法・有害情報への対策が表現の自由などに関わる重要な論点であり、そこで、より慎重に多くの方々からの御意見を募集して、この方向性に反映させる、慎重を期す必要があるという旨の御意見をいただきましたところでございます。そこで、私のほうで取りまとめまして、事務局にもお願いをし、7月19日から8月15日までの間、再び意見募集を実施させていただきました。

本日でございますが、これら意見募集・再意見募集の結果につきまして、事務局にまとめていただきましたので、これを受けて、「今後の検討の方向性（案）」の修正点と併せて御説明をいただきたいと思っております。その後、構成員の皆様には、この意見募集の結果などについて御議論いただきたいと考えております。

そこでまず、事務局より資料1及び資料2について御説明をお願いいたします。

【木村利用環境課課長補佐】 承知いたしました。それでは、事務局のほうから御説明をさせていただきますと思います。

まず、再意見募集で頂戴した主な御意見を紹介させていただいた後、「今後の検討の方向性（案）」の修正箇所の御説明に併せて、今回の修正に反映させていただいた御意見を御案内差し上げることができればと存じます。

それでは、資料1「『プラットフォームサービスに関する研究会 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ 今後の検討の方向性（案）』に対する意見募集結果」の説明をさせていただきます。こちらの資料では、意見募集と再意見募集双方についてまとめて掲載をした上で、御意見に対する考え方のお示しさせていただいております。形式面に関してですけれども、再意見募集で寄せられた御意見については、背景を薄緑色とさせていただきます。また、宍戸主査と御相談の上、御意見の一部に墨消しを付している箇所がございますので、御了承いただければと存じます。

まず、概要といたしまして、意見募集期間でございますけれども、先ほど宍戸主査が申

し上げましたとおり、6月2日から30日にかけて及び7月19日から8月15日にかけて意見募集を実施させていただきました。意見提出総数82件となっております。

再意見募集で頂戴しました主な御意見について紹介を差し上げてまいります。

まず、意見1-5でグーグル様及びAICJ様から頂戴した御意見でございますけれども、第1回意見募集において寄せられたステークホルダーの意見を十分に参考にし、慎重に議論を行うべきとの御意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、今般の再意見募集ですけれども、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策が表現の自由等に関わる論点であることから、より慎重に多くの方々からの意見を募集し、反映させるべく実施させていただいたものでございます。ある特定の立場からの意見の多寡を理由とするものではございません。その旨を踏まえて、本文のほうにも修正を付させていただいておりますので、後ほどまた御案内できればと思っております。第1回提出意見及び第2回提出意見は、双方ともひとしく貴重な御意見として扱わせていただきまして、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただければと存じます。

続きまして、「Ⅱ. 本ワーキンググループの検討の背景」に関して寄せていただいた御意見でございますけれども、こちらⅡの意見2-1において、事業者が情報の違法性の判断を行うには限界がある場合が多く、プラットフォーム事業者において、多くの場合、違法性を判断できるという非現実的な前提を置くものだといった御意見を頂戴いたしました。これに対する御意見といたしまして、音制連様から、終局的な判断は裁判所で行うということと、プラットフォーム事業者に第一次的な対応義務を課すことは矛盾しないのではないかとといった御意見を頂戴しております。

続きまして、意見2-4におきまして、被害者にとって金銭的、時間的に利用のハードルが高いという問題があるのであれば、裁判制度の改善等によって利用しやすい環境を整備することが重要ではないかといった御意見に対する御意見といたしまして、音制連様から、プラットフォーム事業者自身が有害情報をサーバーに蔵置し、送信している点に留意すべきではないかといった御意見がございました。

意見2-5において、プラットフォーム事業者が裁判手続を利用する機会は確保されなければならないという御意見を頂戴しておりましたけれども、こちら先ほど意見2-1で御紹介させていただいた御意見と同様に、音制連様から、終局的な判断というのは裁判所で行うということと、プラットフォーム事業者に第一次的な対応義務を課すことは矛盾しないのではないかとといった御意見を頂戴しております。

続きまして、意見 2-8 において、プラットフォーム上のコミュニケーションはしばしば国境を越えるため、国境を越えたシームレスなユーザーのエクスペリエンスを確保する必要があるといった御意見を頂戴しておりました。こちらに対する御意見といたしまして、意見 2-8-1 において、民間企業は、言論が違法かどうか判断する立場を何らか持っていなければならないのではないかといた御意見を個人の方から、意見 2-8-2 において、利用される国の法規制に適合するコンテンツモデレーションを行うべきとの意見に対する反論となっていないのではないかといた御意見を音制連様から、また、意見 2-8-3 において、日本固有の差別に対する対応が必要なのではないかといた御意見を個人の方から頂戴いたしました。

続きまして、意見 2-19 におきまして、利用規約に基づく削除を優先的に検討していくことは適切だという御意見を個人の方から、また、意見 2-20 にて、プラットフォーム事業者には構造的問題への是正措置を講ずる責務があり、責務の履行に関して国が法制面からの担保を行うべきではないかといた御意見を音事協様から頂戴しております。

次に、「Ⅲ. プラットフォーム事業者による誹謗中傷等の違法・有害情報の削除等に関する具体的な検討の方向性」のうち、「1. プラットフォーム事業者の責務」について寄せられた御意見でございますけれども、こちら、意見 3-6 において、責務の根拠に広告閲覧等による収益を得ていることを持ち出すべきではないのではないかといた御意見を頂戴しておりましたけれども、これに対して、意見 3-6-1 として、インターネットの公共性に鑑みれば一定の責任があるのではないかといた御指摘を個人の方から頂戴いたしました。

少し飛びまして、「2. プラットフォーム事業者に対する規律」全般に関して寄せられた御意見を御紹介してまいります。

意見 4-8 におきまして頂戴した御意見でございますけれども、こちらは、運用体制の整備についても検討が必要ではないかといた御意見を弁護士の方々から頂戴いたしました。

また、意見 4-9 において、削除等の措置を受けた発信者の異議申立ての機会が確保されることも重要だという御意見を弁護士の方から頂戴しております。こちらは、本文にも修正として反映させていただいている項目になりまして、また具体的な修正箇所については、後ほど、「今後の検討の方向性（案）」修正案の御説明の際に改めて御説明させていただければと存じます。

続きまして、また少し飛びまして、「2. プラットフォーム事業者に対する規律」のうち、「(2) 事業者による違法情報の削除等に関する枠組み」「ア 削除等に関する基準」のうち、「①削除指針」について寄せていただいた御意見を紹介いたします。

こちらの意見6-19におきまして、削除指針の策定・公表のみならず、実効性を確保することも重要ではないかといった御意見を音制連様から頂戴いたしました。

続きまして、「措置申請窓口の明示」において寄せられた御意見でございますけれども、意見7-5におきまして、様々な権利侵害の実態を想定した手続を整備すべきではないかという御意見を音制連様から、意見7-6において、日本固有の差別に対応した窓口やフォームとすべきではないかという御意見を京都府から頂戴いたしました。

続きまして、「申請に対する対応状況の透明化」に寄せられた御意見紹介してまいります。

意見8-8におきまして、削除申請を拒否する際に適切な理由を説明するよう義務づけることが重要ではないかという御意見を音制連様から頂戴いたしました。

また、意見8-9において、発信者に対する透明性の確保も重要だとの御意見を頂戴しております。こちらの意見8-9は、意見4-9と同様の趣旨で修正を本体のほうにも施させていただいておりますので、そちらでまた改めて御説明を差し上げられればと存じます。

続きまして、「標準処理期間」において寄せられた御意見を紹介してまいります。こちらは賛否両論どちらも御意見を頂戴いたしておりますけれども、意見9-3におきまして、標準処理期間内での対応が難しい場合には、その旨及び理由について説明すべきではないかという御意見を頂戴いたしました。またこちらについても、本文において修正を施して反映をさせていただいておりますので、また御説明を差し上げられればと存じます。

続きまして、「運用状況の公表」について寄せられた御意見を御紹介してまいります。

意見10-11におきまして、運用状況の公表に賛成という御意見を個人の方及び音事協様から、意見10-12において、具体的なケースも含めた運用状況の公表を行うべきではないかという御意見を音制連様及び弁護士の方から頂戴いたしました。

続きまして、「運用結果に対する評価」について寄せられた御意見でございますけれども、こちらは、意見11-14におきまして、削除率が高いということが、すなわち高評価という安易な図式とならないよう留意する必要があるといった御指摘を弁護士の方から頂戴いたしております。

ここから少し飛びまして、「3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割」の「ウ 繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの停止・凍結等」でお寄せいただいた御意見でございますけれども、こちらは、意見17-6におきまして、繰り返し悪質な投稿を行う者に対しては、アカウントの停止・凍結等を行うことを積極的に検討すべきではないかといった御意見を音制連様及び音事協様から頂戴いたしております。

続きまして、「権利侵害情報に係る送信防止措置請求権の明文化」について寄せられた御意見でございますけれども、こちらは慎重な議論が必要との御意見として、新経連様から寄せられた御意見でございますけれども、人格権以外の権利または法律上保護される利益についても検討が十分に行われるべきではないかといった御指摘を頂戴しております。

またここから少し飛ばさせていただきます。「4. その他」、「(2) DMによる被害への対応」の部分で頂戴した御意見でございますけれども、こちらは、意見23-5におきまして、既存の発信者情報開示制度の枠組みにとらわれるのではなく、いかにして誹謗中傷被害を防止するかという観点から、DMによる被害の問題についても正面から取り組むべきではないかという御意見を音事協様から頂戴しておりました。これに関する賛同の御意見として音制連様から頂戴しているところでございます。そちらは意見23-5-1となっております。加えて、意見23-6においても、DMによる被害に対して法整備が必要なのではないかといった御指摘を個人の方々から頂戴しているところでございます。

以上が再意見募集にてお寄せいただいた主な御意見となっております。

続きまして、「プラットフォームサービスに関する研究会 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ 今後の検討の方向性（案）」の修正案について御説明を差し上げます。こちらの画面では、主な修正箇所について、黄色のハイライトを付させていただいております。また、平仄上の修正に関しては説明を割愛させていただきたいと思いますので、その旨、御了承いただけますと幸いです。

それではまず、「I. 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの開催」のうち、4ページ上の2つ目のパラグラフ、「本「今後の検討の方向性」は、」で始まるパラグラフにおける修正でございますけれども、こちらは、「なお、取りまとめに当たっては、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策が表現の自由等に関わる論点であることから、意見募集に加えて、より慎重に多くの方々からの意見を募集し、反映させるべく、再意見募集を実施した」旨、追記させていただいております。こちらは、先ほども御紹介をさしあげました意見1-5でGoogle様及びAICJ様から頂戴いたしました御意見に

対する考え方を反映させていただいております。

続きまして、Ⅱに関しては、平仄上の修正に終始いたしますので、御説明を割愛させていただきます。

次に、「Ⅲ. プラットフォーム事業者による誹謗中傷等の違法・有害情報の削除等に関する具体的な検討の方向性」「1. プラットフォーム事業者の誹謗中傷等を含む情報の流通の低減に係る責務」についての修正箇所になりますけれども、こちらは、ページ番号8番の、「なお、」から始まるパラグラフにおきまして、「なお、その際、内外無差別の観点から、エンフォースメントも含め、」と追記させていただいております。こちらは、意見3-17において新経連様から頂戴をいたしております意見にて、海外事業者に対してもひとしく責務を課すことについては賛成であるが、実際に責務を果たしているか、エンフォースメントについても、国内事業者と同様に取り扱われるべきではないかといった御意見を踏まえて、追記をさせていただいた部分となっております。

また、その次、同じくページ番号8において、「また、この責務の対象となる情報の範囲については、」で始まるパラグラフでございますけれども、こちらは、記載の追記として、「個別の行政法規に抵触する情報を対象に含めるか否かの検討の際には、行政法規については行政機関でなければその適用の可否の判断が困難であるとともに、個別具体的な行政法規の立法過程において保護法益と特定の情報の流通を制限する利益との衡量が図られるべきであり、当該情報の包括的な削除を義務付けることは不適切であるとの指摘がある点にも考慮することが適当である。」旨と、加えて、有害情報に関しましても、法律上の定義が困難であること等といった点を留意する旨を追記させていただいております。こちらは、頂戴した御意見としましては、意見3-18、意見3-20、意見3-22、意見3-23等で、ヤフー様、グーグル様、AICJ様、SMAJ様からお寄せいただきました、責務の対象となる情報の範囲が不明確であるといった御指摘ですとか、誹謗中傷等の権利侵害情報に限定すべきではないかといった御意見、また、法令違反情報に関しましては、法律の立法過程について考慮すべきではないかといった御意見を寄せていただいております。また、有害情報に関しても、先ほど申し上げましたとおり、法律上の定義が困難ではないかといった御意見がございましたので、その点を留意する旨、記載ぶりを追記させていただいております。

続きまして、「2. プラットフォーム事業者に対する規律」の部分でございますけれども、こちらは、(1) 対象とする事業者につきまして、意見5-3において、SMAJ様、AIC

J様、グーグル様、弁護士の方から、措置を求める事業者の範囲を明らかにするべきではないかといった御意見がございましたので、その点を踏まえて、記載ぶりの明確化を図らせていただいております。1の責務にも記載ぶりを合わせるような形で、違法・有害情報が流出した場合の被害の大きさですとか、経済的活動、表現の自由に与える影響、社会への影響等を踏まえて、権利侵害情報の流通が生じやすい不特定者間の交流を目的とするサービスの一定規模以上のものに対象を限定することが適切と考えられるのではないかとという点で追記をさせていただきます。

また、次の「また、内外無差別の」から始まるパラグラフでございますけれども、こちらも「エンフォースメントも含め、」という点を追記させていただきます。こちらは、意見5-7におきまして音事協様から頂戴いたしましたエンフォースメントに関する御指摘を踏まえた追記となっております。

続きまして、「(2) 事業者による違法情報の削除等に関する枠組み」のうち、「ア 削除等に関する基準」「①削除指針」について修正を施した箇所を御説明してまいります。

ページ数でいきますと10ページになります。中段、「このため、」から始まるパラグラフでございますけれども、削除指針をあまりに詳細に定め公表することにより、悪意ある投稿者に逆手に取られる可能性があるといった御指摘を意見4-2においてグーグル様及び個人の方から、意見6-4においてLINE様から頂戴いたしました。その旨、まさしくかなというところで、留意すべきという点を追記させていただきます。

続きまして、ページ番号11になりますけれども、意見6-10におきましてグーグル様から、対象となる情報の範囲に関する御意見を頂戴しておりました。削除指針についてですけれども、その対象となる情報の範囲は別途検討を要するのではないかとということで、「また、この「削除指針」において削除等の基準を定めるべき情報の範囲について、更に検討する必要がある。」という点を追記させていただきます。

続きまして、同じく11ページになります。「②運用体制の整備」として追記をさせていただきます。こちらは、先ほどの再意見募集の主な御意見を紹介した際にも言及させていただきましたけれども、意見4-8で弁護士の方から寄せられた御意見ですとか、意見6-19の音制連様の御意見を踏まえて、プラットフォーム事業者における運用体制について、日本の文化・社会的背景や法律を踏まえた対応がなされるように整備を求めるべきとの御指摘がある旨、追記させていただきました。

他方、意見4-6におきましてグーグル様から、削除の体制は各事業者の自主的な判断

に任せるべきとの御指摘もございましたので、その旨留意するということで、「他方、体制については法律において詳細に定めるべきではなく、各事業者の自主的な判断に任せるべきとの意見もある。」旨、追記をさせていただいております。

これらを踏まえて、プラットフォーム事業者の自主性ですとか負担に配慮した上で、「我が国の法令に照らし迅速かつ確実に行うための運用体制の整備について、一定の規律を導入するか否か検討する必要がある。」と追記をさせていただいております。

次の「措置申請窓口の明示」及び「申請に対する対応状況の透明化」に関しましては、平仄上の修正に終始いたしますので、御説明は割愛させていただきます。

続きまして、「発信者に対する説明」というところを追記させていただきました。こちらは、意見4-9で弁護士の方から頂戴した御意見ですとか、意見8-1で個人の方から頂戴した御意見、また、意見8-9で弁護士の方、個人の方から頂戴した御意見にありました、発信者に対する透明性の確保の観点から御指摘を頂戴したことを踏まえて、記載ぶりを追記させていただいております。このため、ページ数としては、12ページから13ページにかけて記載しておりますとおり、「このため、プラットフォーム事業者が投稿の削除等を講ずるときに対象となる情報の発信者に対してその事実及び理由を説明することについて、一定の規律を導入するか否か検討する必要がある。」と追記をさせていただいております。

続きまして、13ページになりますけれども、こちらはもともと「標準処理期間」とタイトルを付させていただいております部分になります。改めさせていただきまして、「申請の処理に関する期間」の定めとさせていただきます。その趣旨に関してでございますけれども、標準処理期間に関しては賛否両論御意見を頂戴しておりました。意見9-1におきましては、音制連様、音事協様から、標準処理期間を定めさせることに賛成といった御意見を、意見9-2におきましては、新経連様、LINE様、弁護士様、グーグル様、Meta様等から、標準処理期間については慎重に検討すべきではないかといった賛否の御意見を双方頂戴しておりました。

新しい御意見といたしまして、意見9-3におきまして、一定の期間内での対応が難しい場合には、その旨及び理由について説明をすべきではないかということで、そちらを踏まえて、「このため、」から始まるパラグラフになりますけれども、「このため、投稿内容やその分量によって判断に要する期間が異なる」という意見も踏まえ、事業者による的確な判断の機会を損なわない範囲内で、プラットフォーム事業者に対し、一定の期間内に、

処理状況を通知等の方法により申請者に情報提供することを義務づけるか否かについて検討する必要がある」といった点を追記させていただいております。こちらの記載によりまして、通常の標準処理期間の概念よりも検討内容が広がりましたため、タイトルにつきましても、より一般的な記載ぶりとして、申請の処理に関する期間の定めとさせていただきますました。

続きまして、「イ 運用状況の公表」に関してでございますけれども、こちらは14ページに記載ぶりを追記させていただいております。黄色いハイライトを付させていただいております。「公表の対象とする事項については、この公表の意義を十分に吟味することや、サービスの特性等を踏まえつつ検討されることが求められるとの意見もあることから、その内容を精査することが適当である。」と追記をさせていただいております。こちらは、意見10-5及び意見10-6で、新経連様、SMAJ様、クリエイターエコノミー協会様から頂戴した御意見を反映させていただいております。

同様の趣旨の修正で、「ウ 運用結果に対する評価」におきましても、意見11-3でグループ様及び意見11-10でSMAJ様、AICJ様から頂戴いたしました御指摘を踏まえて追記をさせていただきます。

続きまして、取組状況の共有に関しましても、今申し上げました2つと同様の趣旨で、お寄せいただいた御意見の部分を反映させていただいております。具体的には、意見12-2におきまして、ヤフー様から、個人情報やプライバシーの問題を考慮した上で、継続的かつ専門的に取組状況の共有が可能な場を検討いただきたいと御意見をいただきましたので、その旨を反映させていただきました。

続きまして、「3. プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割」の部分でございますけれども、こちらは主に平仄上の修正となっております。説明差し上げたい箇所がこちらに関しては1つございまして、「(4) 権利侵害情報に係る送信防止措置請求権の明文化」の部分でございますけれども、こちらは、賛否それぞれの立場から御意見を頂戴いたしましたので、頂戴した御意見の内容を反映させていただきました。賛同の御意見といたしまして、意見18-5にて音事協様から頂戴した御意見を、こちらの18ページの「当該権利の明文化により、」といったところで記載を反映させていただいております。反対側の慎重な議論が必要ではないかといった御意見も頂戴しておりますので、その旨も、18ページから19ページにかけての Paragraph で反映をさせていただきました。

最後になりますけれども、「4.、その他」に関しまして、「(2) DMによる被害への対応」

の部分でございますけれども、こちらは、意見23-5及び23-5-1で音事協様及び音制連様から頂戴した御意見、いかにして誹謗中傷被害を防止するかという大局的な観点から、DMによる被害についても取り組むべきとの御意見を頂戴いたしました旨、反映をさせていただいております。他方で、現行の発信者情報開示制度との関係で議論の余地が大きく残っているところでもございますので、検討の方向性に関しては、引き続きもともとの記載を維持させていただいているところでございます。

以上をもって事務局からの説明とさせていただきます。

【宍戸主査】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、構成員の皆様から御意見を伺えればと思います。例によって、チャット欄で私に御発言のある方はお知らせいただければと思いますが、お1人、清水構成員が事前に途中で退出されると承っておりますので、もし、清水構成員、よろしければコメント等いただけますでしょうか。

【清水構成員】 御指名ありがとうございます。私から幾つか意見を述べさせていただきます。

まず、多岐の論点にわたる内容をおまとめいただいた事務局の方々、ありがとうございました。

私のほうでは、まず、プラットフォーム事業者に対する規律のうち、(2)の事業者による違法情報の削除等に関する枠組みに関する点に関して、他の委員の方から、実際どうなっているのかということ具体的に補充してほしいという指摘が事務局のほうにあったということなので、そこについて述べさせていただきます。

私のほうで大手のプラットフォーム各社のポリシーを今回改めて確認をしてみました。各社において問題と考えている行為についての言及というのはされているかなとは思われました。ただ、大きな方向性としては、嫌がらせとか差別といったものは許されないという観点での言及がされているのかなと思ったのですが、その反面として、書きぶりは本当に様々で、各社において差異がありました。例えば、削除や名誉毀損を意図したコンテンツとか悪意あるコンテンツは許容されないとしつつ、具体的にはどういったものがそれに当たるのかという判断を例示しているものはほとんどないという事業者が多かったという印象です。

ある事業者では、ハラスメントや他の個人などを攻撃することを禁止されていると一応明示されているのですが、その具体例とか具体的な内容については言及がないというところ

ろがありました。この事業者は、ハラスメントという表現がある反面で、名誉毀損などの権利侵害に関して明確な言及がほとんどなく、ポリシー上では名誉毀損的表現についての規制がされているのかが不明でした。

ほかにも、脅迫的な内容は禁止ですと書いてありつつ、中傷に当たるような内容は必ずしも禁止されていないように読み取れる事業者もありました。

SNS事業者のポリシーを概観して改めて感じた点ですが、それは、どこにそれらを書いているのかということが、非常に探すのが難しいということです。明確に禁止行為として定めている場合もある一方で、コミュニティガイドラインのリンクが設置されて、そのリンクから飛んで、さらにその中を読み込んでいくというような作業をしないと、何が禁止されて、何が問題とされているのかということを確認できないということが非常に多かったと改めて思いました。

今まで述べたのは、日本の事業者が含まれていないわけではないのですが、主に海外事業者についてのものです。一般的な傾向として、日本のサービスだと、利用規約など規約で、禁止事項という形で明確に違反行為が定められているものが多いかなという印象を受けました。

私は削除等の請求というのをしばしばしている立場なわけですが、私のような立場からすると、禁止事項という形で明確に違反行為が定められていれば、違反行為があると明確に言いやすくなるので、削除を求めやすいという関係になります。逆に海外事業者の場合には、それらがやりにくいという印象です。

あとは、海外事業者のポリシーというのは、専らコミュニティガイドラインとして定められていることが多いことが特徴といえます。つまり、SNSで形づくられるコミュニティを守るべきルールとして定められております。ですので、ポリシー違反がある場合には、通報とかができる仕組みにはなっているわけですが、その通報というのは、あくまで自分の権利が侵害されたという形式でできるわけではない、という仕組みになっていることが多い印象です。

文脈とか他の投稿との関係でポリシー違反があると考えられる場合もあるわけですが、投稿ごとの通報ができる仕組みになっているというもので、文脈を読んだ通報はしにくいという形になっているのかなと思います。このため、ポリシーが定められていても、適切な通報とか、さらに、ウェブフォームからの削除依頼などができる環境が十分に整えられているとは必ずしも言えない状況なのかなと思っております。

その意味で、10ページの下のほうに書かれている、グローバルなポリシーとは別に、日本の法令で被害実態に即した削除指針の策定というのは重要な指摘ではないかなと感じています。

次に、11ページの運用体制の整備に関してなのですが、日本の文化、社会的な背景、法律を踏まえた対応がなされる必要があるという指摘がされているわけですが、この点について少し述べさせていただければと思います。

結論として、この指摘は私としても非常に重要な指摘であると考えております。日本語の文脈をきちんと理解できる人員が配置される必要があると考えています。その際、単に日本語を扱えるということではなくて、文脈とか背景事情、スラングなど、歴史的背景も踏まえて意味内容を把握できるということが重要な要素なのかなと思います。日本語が扱えたとしても、アメリカと日本での名誉毀損の概念というのも違いますし、アメリカでは侮辱罪といった概念もそもそもない。あと、言葉が理解できるというだけでは、権利侵害があるかどうかという判断は難しいという事情があると思います。

差別の話、先ほども事務局のほうからも説明がありましたが、今日の読売新聞でも同じような指摘がありました。「被差別部落の人権侵害の投稿、過去最多の400件超」という記事を目にしたのですが、この中でも、日本固有の歴史と経緯が関係する被差別部落の問題は、海外事業者などからは理解されにくいことが、対応されない要因なのではないかというコメントが紹介されておりました。

これもしばらく前のエピソードで、現在これが妥当するか分からないですが、とある海外事業者で、ブラック企業という言葉がよく書かれることがあったわけですが、これが黒人差別をしているという指摘をすると、速やかに削除されるという事例がありました。これも言葉がきちんと分かっていないということが原因で削除されていたのかなと思われるので、こういう請求が認められるというのは、事業者側としても不本意なのではないかと思っておりますので、その意味でも、文脈の理解というのは、事業者側にとっても非常に重要なものだと思っております。

続いて12ページです。発信者に対する説明のところです。事業者が削除等の措置を講じる際、異議申立ての機会の確保の観点から、投稿の削除等を行った場合、その事実とかその理由を発信者に説明することが適切であるとされておりまして、抽象的、一般論としては、私としてもそのとおりにかなと思います。他方で、中傷を受けた側が削除していく側の事情を補足させていただければと思うのですが、削除請求を依頼する側としては、削除請

求したことが相手に伝わらないでほしいという要望が非常に強いことがよくあります。これは、どの点を問題視しているのかということが伝わってしまうとか、削除依頼をしているということ自体で、これを気にしているということを知られてしまうということ自体を避けたいという強い要望があるというところです。理由の詳細を伝えることで、その理由に抵触しないように巧妙に書くということも、場合によってはできてしまうというおそれもあります。そのため、説明することが仮に必要なとしても、どのような範囲に伝えるべきかという点については、この点は慎重な検討が必要なのではないかなと考えております。

最後に、13ページの申請の処理に関する期間の定めに関してなのですが、送信防止措置依頼においては、プロバイダ等から発信者への意見照会として7日経過しても同意しない旨の回答がない場合には、削除しても責任を問われないという扱いになっております。これを受けて、実務上7日というのが一つの処理期間の目安となっていると理解しております。その目安として7日間というのを1つ検討してみてもよいのではないかなと思いましたが、その旨提案させていただければと思います。

すみません、長くなりましたが、私からは以上でございます。

【宍戸主査】 清水構成員、非常に貴重な御指摘ありがとうございました。豊富な御経験に基づき、また、実はリクエストを出したのは私であったのですが、この機に、プラットフォーム事業者の方々の実際の削除指針、指針ポリシー等も丁寧に見ていただいて、補足をいただきましてありがとうございます。

ほかに構成員の皆様からこのパブリックコメントの結果及び「今後の検討の方向性(案)」の修正について、御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

それではまず、山根構成員お願いいたします。

【山根構成員】 山根です。ありがとうございます。

まずは、丁寧に事務局のほうでおまとめいただいて、大変よくなったと思います。新たに項目として加わったところも、とても納得できるものだと感じています。

まずは、新しく文章として入りました11ページの、今、先生からの御指摘がありましたが、運用体制の整備のところ、これは、まず指針の策定があって、それに基づいて運用するための体制がきちんと確立しているということはとても重要なことですので、適切に検討を進めてほしいと思います。

その少し前の指針の中身、内容ですが、つまり、削除対象とすべき情報の範囲について、

様々難しい点はあると思いますが、事業者の方には、被害者の立場に寄り添って、まずは有害と判断をするべきものが見つかれば早めに対応いただきたい、そこに一番期待をしているわけです。そうしたことの蓄積がよりよい法整備や規制にもつながっていくと考えますこともありますので、早めな手だて、そして、より安心な市場へと早くに展開するようにと願っているところです。

それから、次の12ページの申請に対する対応状況の透明化のところですけども、ここも検討を進めていただきたいと思います。この下のほうに、受付通知を申請者に対して行うことは必要だけれども、膨大になるし困難性もあるということですが、実現可能かについて検討することが適当というところから、今回、前向きに検討することが必要であるというような読み取りができるような文章になったことは歓迎したいと思いました。本人にとって深刻な被害であることを訴えたのに対して、そのまま放置されたと感じることが、その人をとても追い詰めることになると思いますので、一定の要件を定める必要があるとしても、こうした検討は重要だと思いますし、次のページの発信者に対する説明ということにおいても同様に考えます。削除対象となったこと、その理由等を知らされるということ、不適切情報の予防や抑止のためにもなると思いますので、ぜひそうした検討は進めていただきたいと思います。

以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございました。

それでは続いて、上沼主査代理お願いいたします。

【上沼主査代理】 ありがとうございます。事務局には2度のパブコメでの多数の御意見を御整理いただいてありがとうございました。

私のほうからは、できる限り重複しない範囲でコメントさせていただきます。まず、8ページのほうで、削除を義務化するような対象について、有害情報については、その対象として位置づけるかを慎重に検討すべきということを入れていただいております、これはもうおっしゃるとおりだと思います。

それと対比する形で、11ページに、削除指針で削除の基準を定めるべき情報の範囲についてはさらに検討する必要があるとなっております。この削除指針とは、事業者さんがどういう基準で削除を行っているのかという、自分たちの方針ですので、別にこれが有害だろうが何だろうが、自分たちがこういうものについて削除すると決めているのであれば、それは明らかにしていただくべきだなと思います。その意味で、ここを追加していただい

たのは、私としては賛成です。

13ページの申請の処理期間のお話ですが、定めたくないという事業者さんの御意見も分かるところもあるのですが、実際の申請をする側からすれば、何も手がかりがないと、対応してくれるのかしてくれないのか、放置されているのか全く分からないことになります。例えば訴訟すべきかどうかも検討できないみたいな話になってしまいます。そういう意味では、一定の目安があったほうがいいなどは思っていました。先ほど清水先生が7日というのをおっしゃっていましたが、楽天チュッパチャプス事件で、商標権侵害でプラットフォーム側が責任を負わないとの裁判所が、通知があってから8日間で是正した、つまり合理的な期間内に対応したことを理由として、責任を負わないと判断している点からしても、一般の人は、大体それぐらいの感覚なのではないかと思います。ですので、もし、そうではないのだとすると、やはりそれは言ったほうがいいし、あと、今回追加していただいたように、できないのだったらできない理由をおっしゃっていただくというのが、申請する側の公的な安定性と、あと感情的な安定性でという意味でいいのではないと思いましたが、追記について賛成します。

それから、18ページ、削除の請求権というか、送信防止措置請求権の明文化のところ、今回、慎重に検討を行う必要があるというような形で追記いただいています。これについては、先ほどの楽天チュッパチャプス事件もそうですが、自分たちの責任が問われる可能性があると思えば、事業者側が独自に削除するという可能性もあることを考えると、送信防止措置請求権の必要性の面でもまだ検討があってもいいかなと思いましたが。別に追記しろということではなく、ちょっと付言しておこうかなと思います。

私のほうは以上です。ありがとうございます。

【宍戸主査】 上沼先生ありがとうございました。

それでは続いて、水谷構成員をお願いします。

【水谷構成員】 水谷でございます。再パブコメに関しまして、事務局及び関係者の皆様には私からも深くお礼を申し上げたいと思います。今回の案自体も、私はざっと見させていただきましたが、基本的にこの修正の方向性で異論はないと思っておりますが、今、上沼先生や清水先生からも御言及がありました点とかぶってしまう部分もありますが、申請の処理に関する期間の定めの部分、この点について1点だけ意見を述べさせていただきます。

申請処理期間を定めると、事業者がその期間を遵守することにとらわれて、申請内容の

吟味がおざなりになりかねないというようなことが記載されており、それ自体に異論はないのですが、先ほどの清水先生の、実務上の観点からすると7日間というのが大体適切な期間なのではないかという話でしたが、こういう期間があることによって、被害を受けた方が、自分が申請をしているものが少なくとも放置されていない、きちんと対応されているんだということが、はっきり分かるわけです。そう考えていくと、この処理に関する期間の定めというのも、被害を受けた側からすると、自分の権利侵害をしてきている情報に対する申請が放置されていない、ちゃんとプラットフォーム事業者側が扱ってくれているんだ、誠実に対応してくれているんだということが分かることというのが、迅速さもさることながら、重要になってくるかなと思いますので、13頁に「このため、」以下に下線で、「申請者に情報提供することを義務付けるか否かについて検討する必要がある」と記載されておりますが、私は、もし処理期間が定められないということでしたら、この方向性、申請したものがきちんと対応されているということを被害を受けた方が確かめられる、それをきちんと認識できるようにしてあげることがあり得るのかなと思いましたが、その旨、補足という形で意見させていただきます。ありがとうございました。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは、生貝構成員お願いいたします。

【生貝構成員】 大変貴重な御意見と丁寧なおまとめ、ありがとうございました。

私からも、先生方と重なる部分はございますけれど、何点かというところで、まず、上沼先生からもありました8ページの情報の範囲と、それから11ページの削除指針で対象とする情報の範囲の中に、有害情報ですとか、あるいはこれまで議論にも出てきたような利用規約違反情報という形でくるのかといったようなことを含めて、やはり有害あるいはその利用規約の中でそのように定める情報をしっかりと説明いただくというのは重要なことかなと思いましたが、そのことがどのような指針なのかということが分かりませんと、なかなか申請をする側としても、情報発信をする側としても、なかなか安定性というものが保たれない、予見性というものが保たれないといったようなところがある。

それに加えて、それ以外のところでも有害あるいは利用規約違反情報の扱いというのは、様々検討していく余地というのがあるのだろう。例えば、これは自然と跳ね返ってくる、反射的ではあるかとは思いますが、運用状況の透明性、いわゆる透明性レポートなんかに関しても、やはりそういったものをどのようにしているのかということを含めて

いただくことなども重要なのだろう。といいますのも、どのくらいの申請があったか、どのくらいの削除があったか、例えば仮に違法情報だけを法的な義務への対象という形にしますと、事業者様ごとに違法のカテゴリーで対応しているのか、あるいは利用規約違反のカテゴリーで対応しているのかというところが、なかなかまちまちのところもあるかと存じますので、ちゃんとその全体像といったようなものを把握した上で社会全体で議論できる仕組みが望ましいのだろう。

それから、削除指針に関しては、清水先生からも関連する御指摘がございましたが、やはり削除指針はアクセスしやすく、そして平易な表現で書いていただくことが重要であるところ、こちらはデジタルサービス法の中でも、タームズ・アンド・ポリシー、しっかりと平易な言語でといったようなことがございますところとの兼ね合いも含めて検討していきたいのかなと思います。

それから次に、9ページにございました対象事業者の範囲、こちらについてもいろいろな御意見等ございましたが、確かに明確であることが重要である。そして、現状ですと、不特定者間の交流を目的とするサービスということで、これは主にSNSを想定されているのかなと思うのですが、SNSのほかに、例えばショッピングモールのいわゆるレビュー欄のようなところまで含めるかどうかというのは、確かに慎重に考える必要がある一方で、あるいはニュース記事に対して様々なコメントをつけることを大きな特徴にしているようなサービスといったようなもの、こういったものをどう位置づけるかという境界事例はいろいろ出てくるのであろう。

例えばこれは、EUのデジタルサービス法ですと、オンライン・プラットフォームの義務から、そういったプラットフォーム的なサービスがアンシラリーな、付随的なサービスである場合はオンライン・プラットフォームの義務から除くといったような書き方をしているわけですが、そういった点を含めて、実質性をとらまえてきちんと法的な義務の対象にするかしないかといったようなことを定めていくということは、これは事業者様の間でのいわゆるレベル・プレーイング・フィールドという意味でも重要になってくるころがあるのかなと思います。

それからもう一つ、11ページの運用体制の整備についてもいろいろ御議論がございました。こちら先生方と同意見かと思いますが、やはり日本の文脈を、これに限らずしっかりと読み込んでいただいた体制をつくっていただく。細かく法律で人員、体制などを決めてしまうことは難しかったとしても、やはり時間をかけてPDCA、モニタリングをしながら、

だんだんとよいものにしていくといったようなところがありますところを、しっかりそのスコープには入れていただけるとよいのかなと感じます。

それからもう一つ、12ページの申請者に対する説明というのは、これはもちろんというところではありますところ、発信者に対する説明というのも、やはり私も重要だと思っています。これはやはり利用者の表現の自由に関わるところでもあり、理由が分からなければ、なかなか一体何が問題だったのかということも対応のしようがないと。そういったときに、これもどのくらいのことまでをいわゆる説明の対象にするのかということ、0・1ではなくて様々なグラデーションの中から丁寧に考えていく価値がある、必要があるのだろう。例えばアカウント停止ですとか削除の場合、あるいは降格、あるいはビジビリティの減少といったようなところ、いろいろなモデレーションの措置というものがあてられる。あるいはシャドバンのようなものをどう考えるかといったようなことも、これは国際的に様々議論になっている。この点については、清水先生から、理由を知られたくない事情がある申請という方もいらっしゃると思いますが、特定の人から請求があったことを明らかにする必要があるのかないかを含めまして、ここの設計というのは細部が重要になってくるのかなと思います。

最後に、長くてすみません、13ページの期間についても、これはほかの先生方と基本的に同じで、重要な論点だと思いますところ、定める、定めないと、また並行して、これは以前にちょっと書いていただきましたが、運用状況の公表のところ、対応時間の中央値なのか、平均値なのか、そういうことをしっかり検証として出していただくことも改めて大事なのだらうと思います。

すみません、差し当たり以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは、伊藤構成員をお願いします。

【伊藤構成員】 ありがとうございます。まず、再パブコメ、いろいろ大変だったと思いますが、調整いただきありがとうございました。

時間も限られていると思いますので、3点手短にコメントさせていただきます。1点目は、再パブコメに当たり、画像などを使ってしっかりSNSでシェアされたことは一国民としても分かりやすかったと思います。ツイッターで先ほど見ていたのですが、300リツイートほど、かつ100万回ほど見られていたというところで、政府やプラットフォームの方々がしっかりと努力されて、場合によっては何かしら規制やルールをつくるということも

非常に大事だと思うのですが、それ以上に、社会全体としてこういう誹謗中傷に取り組むという啓蒙や、皆さんの意識づけとか、皆さんが努力するということを社会全体として捉えることが大事だと思いますので、こういう形で、多くの方々に見ていただいたというのはすばらしいと思います。ぜひ、パブコメやこういった議論を積極的に多くの方々に広げてほしいです。

2点目は、9ページ目の対象とする事業者のところ「一定規模以上のものに対象を限定することが適当と考えられる」というところですが、これは非常に難しいところだと思っています。例えば、MAUがあっても、不特定多数の交流はするけれども、そこまで交流が活発的ではなくて、誹謗中傷があまり想定できないようなサービスなど様々なサービスを想定されると思いますので、MAUだけではなくこれまでの被害件数、交流のタッチポイントだとか、いろいろな指標があると思いますので、適切にしっかりと設置していただきたいと思っております。

3点目は、10ページ目の同じく削除指針のところの記載の粒度というところ。記載の粒度は、これもプラットフォーム事業者側の努力みたいなものもあり非常に難しいと思いますが、逆に、抽象的な指針だったりすると、ユーザーにとっても分かりづらいですし、政府としても、これでは分からないよ、というラインがあると思います。なので、それこそ政府や第三者機関が、ガイドラインなどある程度の基準を出して、こういう項目を入れてほしい、ということはある程度強制的に、ないしは任意で示していただけると、プラットフォームやユーザーさんにとってもある程度分かりやすいのではないかと思います。粒度も規模も難しいとは思いますが、そこは御検討いただければと思っています。

3点のみ手短でしたけれども、以上となります。大まかな方向性はこれまでの議論どおりだと思いますし大きな違和感はありませんので、よろしく申し上げます。

【宋戸主査】 ありがとうございます。

この後、山口構成員、それから藤原構成員からもいただきたいと思っております。それではまず、山口構成員をお願いします。

【山口構成員】 山口でございます。ありがとうございます。時間が限られていると思っておりますので、取り急ぎチャットのほうに要点のみを書きました。

第1に、御礼として、前回と今回のパブコメ手続で貴重なインプットをいただきまして、私のほうからも感謝を申し上げます。

第2に、意見として、議論を重ねて手続がやや複雑になってきた分、今後の議論の進め

方には難しいところがあると思います。改めてですけれども、本ワーキングでの今後の検討を方向づける、ビジョンの共有ができれば、望ましいと存じます。

具体的には、資料2で言いますと、例えば4ページ——事務局の皆様、資料の画面共有をありがとうございます——の「表現の自由等に関わる論点であることから」にいう「等」について、いわゆる「自由」とともに「フェアネス」という価値が、国境をも越えて、誰にとっても、重要となるということを、確認しておきたいと思います。

すなわち、まず、「自由」に関して、伝統的な意味での「表現の自由」に限らず、今や、マスメディアが主な担い手となる20世紀型の「自由市場」とはまた異なる形となりますけれども、デジタルサービス提供者の削除基準開示の裁量の在り方についても、重要な争点となってきています。特に、任意での開示ではなく、立法措置を講じて開示を義務づけるとなれば、近年では「コンテンツモデレーション」という用語が使われますけれども、かつてのマスメディアの文脈と対比して「編集権」にまで立ち入るような状況となれば、それはまた難しい問題が生じることにもなります。

そうした悩ましい議論を限られた時間内に本ワーキングで深めるためには、「自由」と時に対立しながらもこれを支えて裏づける関係に立つ「フェアネス」という価値を前面に打ち出し、これらが並び立つように、今後の議論を進めていくことが重要になると、私は考えています。例えば、言論・表現に伴う深刻な被害に対して、かつてのマスメディアの表現活動や報道の事案でも、曖昧さを含む「有害」性ではなく明確な「違法」性に焦点を合わせて一定の場合を切り分けた救済（remedy）については、アメリカでも日本でも対応がなされてきたと言えます。

そして、自由とフェアネスの確保は、直接的に言論・表現に関する領域のみならず、近年のプラットフォームサービスについても、特に市場での取引に関して、「イノベーション」を促すフェア（公正・公平）な競争、独占の禁止、不公正及び欺瞞的な行為からの消費者保護等は、アメリカでも日本でも、重要な価値や理念として受け止められてきています。

さらに、自由とフェアネスは、こうした市場での取引条件や消費者保護等に加えて、広い意味では民事での救済となる裁判へのアクセスという点でも、誰にとっても容易に手が届くようになることは、長年の政策課題です。この迅速な解決は難しいと言えますが、まずはできるところから、グローバルサービス市場の中でも日本市場でのユーザー保護や信頼（トラスト）のために、関連主体の連携や任意での情報開示が速やかに進めば望ましい

と思います。

本ワーキングの親会であるプラットフォームサービス研究会でも、既に数年間にわたり——宍戸先生もずっと御苦勞されて、いつもありがとうございます——、被害対応の実態把握、事実認定、エビデンスの確保に取り組んでいますけれども、やはりまだ不明確な点があると思います。先ほど貴重なインプットを清水先生からいただきました。改めて現時点で本ワーキングにて、もし仮に、日本法のもとで「違法」な情報への対応に、問題があるとの事実認定がされれば、法の執行（エンフォースメント）の実効性の確保という観点からも、その問題解決に必要な範囲に狭く限定された新たな立法措置の選択肢の可能性が、検討されていくこともあるかと思います。

あまりもう詳しい話はしませんけれども、以上のことは、具体的には、資料2では、例えば、4頁の表現の自由「等」のほかに、6頁の「被害実態」、本ワーキング名及び8頁の「違法」・「有害」の区別、10頁の「削除」基準、11頁の「窓口」明示、等の記述にかかわると存じます。

目指すべきビジョンと価値・理念の実現に向けて、まずは、「違法」情報への対応に関する事実が明らかとなり、政策選択の根拠として、単なるエピソードではなく十分な認定事実（エビデンス）が得られ、越境的な民産学官等の関係主体間のいわば「共創」的連携が進むことを、私は願っています。

時間をたくさん頂戴して申し訳ございませんでした。どうか引き続き今後ともよろしくお願いたします。

【宍戸主査】 ありがとうございます。検討の方向性（案）については御賛同の上、進め方について貴重な御意見をいただいたと思います。これについては、私のほうで後で整理をさせていただきたいと思います。

それでは、藤原構成員お願いします。

【藤原構成員】 藤原でございます。ありがとうございます。私からは本当に短く言おうと思いますが、申請の処理に関する期間の定めについて、いろいろな先生方からも御意見があって、7日とか8日とかというお話があったと思うのですが、多分、実際の事業者側として、7日で全件について何かをするというのはかなりハードル高めかなというような印象がありまして、そうすると、機械的な対応で終わってしまうリスクがあると思っています。一方で、早く救済が必要な場合というのもあると思うのですが、恐らく全部について7日とか8日というのはあまり現実的ではないと思います。自分で書いたものを消

していいかの判断とか、明らかに商標侵害があったような例というのは7日で対応することができるとは思いますが、プラットフォーム事業者というのは自分で書いたわけでもありませんし、大体的場合、削除すべきかどうかの判断が結構微妙なものもあるでしょうし、逆に権利濫用的なものもたくさんあって、そのような短期間での対応が難しいと想像される中で、その多数のものをどうやって処理するかと考えていくと、実質的に権利救済がなされるような形で何かルールを決めなければならないのかなと思っております。

それだけは申し上げます。以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

構成員の皆様から非常に貴重な御指摘を、今回のパブコメの結果、それから対策の検討の方向性案についていただきました。私が伺っていた認識といたしましては、この検討の方向性案については御賛同いただいた上、今後の取りまとめ、今後の作業について注意すべき点について、様々御指摘をいただいたと思っております。

若干申し上げますと、いきなりそちらの話で恐縮なのですが、大学入試センターの公共、政治・経済の試作問題が公表されているのですが、高校生が大学生になるというための共通テストに、コンテンツモデレーションという単語が出てくる、今はそういう時代です。このSNSの問題が、若い世代を含めて誹謗中傷等にどう対応していくかということが見られている、社会的な非常に大きな関心であり、また、特に若い世代、SNSの利用者を含めて重大な関心事であるということ、そちらを見ていて思っていたのですけれども、今回、非常に多くのパブコメ、インプットをいただきまして、改めてそれも感じたところであります。

基本的には、今私が申し上げましたとおり、検討の方向性案については、これで取りまとめをさせていただきたいと思っております。様々なパブコメからいただいた御意見で論点を整理したという観点から、この後どうしていくかということについて、様々構成員の方々からいただきました。それら全て、私と事務局で整理して重く受け止め、特に、これまでのファクトをめぐる問題につきましては、かなり詳細なモニタリングを2度親会でも行い、このワーキンググループでもこれまでやってきましたので、それをもう一度事務局において再整理をいただき、そして、この論点についてけりをつけるにはここが足りないなということがあれば、また適宜事業者の方々にお伺いをするなどして、議論を深めていきたいと考えております。

いずれにしても、そのようなことで、ひとまずこの検討の方向性については、案の

とおり決定とさせていただきますよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宍戸主査】 ありがとうございます。皆様から異議ありませんとか、御賛同をいただいたものと思います。

それでは、今後につきましては、この「今後の検討の方向性」を踏まえて進めていき、ワーキンググループの構成員の皆様には引き続き御協力をお願いしたいと思います。

これで予定した議事は以上でございますが、本日は、今川総合通信基盤局長から御挨拶をいただけるものと承っております。今川局長、お待たせいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

【今川総合通信基盤局長】 こんばんは、皆様。宍戸先生をはじめとする構成員の皆様、また、オブザーバーの皆様におかれまして、御多用の中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このワーキングでは、プラットフォーム事業者によるネット上の誹謗中傷などへの対策について、幅広い関係者からヒアリングを行っていただくとともに、様々な論点について御議論いただき、本日、このように「今後の検討の方向性」を取りまとめいただくことができました。ワーキングの先生方には、毎回精力的に御議論いただきまして、このようなお取りまとめをいただきましたことに心より感謝申し上げます。

今回のこの方向性では、プラットフォーム事業者において、ネット上の誹謗中傷などを含む情報が少しでも減るよう、申請窓口の明示、申請に対する対応状況の透明化など、迅速かつ適切な対応を求めるということと、他方で、より積極的な誹謗中傷などに対する罰則付きの削除義務などの対応については、表現の自由なども踏まえまして慎重であるべきといった、非常に現実的かつ実効性のある整理をいただいたものと受け止めております。

ネット上の誹謗中傷については、個人的にも非常に問題意識を強く持っておりまして、誰もが当事者となり得る身近な問題であります。誰もが被害者にもなり得るし、場合によっては加害者にもなり得るというようなことがございますので、こういった問題をしっかりと総務省としても取組をしていくことが重要と思っております。被害者からの相談件数がまだ高止まっているということもありまして、依然として重要な社会問題でもありますので、できるだけ速やかな対応が求められていると思っております。

先生方におかれましても、具体的な対応策の作成に向けまして、残った論点がまだ詳細のところがございますので、引き続き精力的な御議論をいただきまして、いろいろ

な意味でお力添えを賜りたいとお願いしたいと思っております。

本日は遅い時間まで本当にありがとうございました。

【宍戸主査】 今川局長、ありがとうございました。今、局長からお話ございましたけれども、本ワーキンググループは昨年12月から開催をし、様々な関係者、有識者へのヒアリング、パブリックコメントで寄せられた多様な御意見、それから構成員の皆様から精力的に御議論をいただいた上で、ただいま「今後の検討の方向性」を取りまとめることができました。主査として、構成員の皆様、パブコメをいただいた方、ヒアリングに応じていただいた方、それから事務局に御礼を申し上げたいと思います。

この方向性でございますけれども、先ほども申し上げましたように、引き続き議論すべき論点が幾つか残っておりますので、今後、これらの論点について集中的な御議論をいただきたいと考えております。年内にはワーキンググループとしての取りまとめを行いたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いをいたします。

【木村利用環境課課長補佐】 ただいま宍戸主査から御説明いただきましたとおり、「今後の検討の方向性」につきましては、速やかに準備の上、事務局にて公表手続を行ってまいります。

また、次回会合につきましてですけれども、別途事務局から御案内を差し上げたいと存じます。

事務局からは以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございました。

これにて本日の議事は全て終了となります。以上で誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの第9回会合を閉会とさせていただきたいと思っております。本日も皆様お忙しいところを御出席いただき、誠にありがとうございました。